

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
1	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	【エラー番号20】「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーではなくアラートとする。	異動処理・照会処理を行う度に支援措置責任者へ連絡し、抑止解除をする運用は、煩雑になり過ぎて大変困難であるため、エラーではなくアラートにしたい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 (第18住民記録システム等標準化検討会再掲) 支援措置情報の取扱いは慎重を期すため、支援措置対象者情報の異動入力や照会処理を行う際に、支援措置責任者の許可が必要としているもの。 アラートが表示されているにも関わらず証明書を出力してしまう事例が多数見受けられることから、エラーとして取り扱うこととして整理している。 指定都市に限り当該制限を外すことは許容されない。
2	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	項番20「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	「照会処理」の文言を削除する。	支援措置責任者とは担当課において少数であることが考えられる。その為、責任者の許可を得なければ照会ができない運用では窓口で住民サービスを下させる恐れがある。照会処理についてはエラーではなく、アラートでの対応が望ましいと考えられるため。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 同上
3	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	項番11.1のエラー番号20	項番11.1エラー番号20 エラーからアラートへ変更	機能要件番号3.1では、エラーは表示されるが処理可と設定できるとなっているが、項番20ではエラー解除をしなければ異動処理、照会処理を行えないように読み取れる。どちらが正しいのか？処理不可だと業務が停滞するため、異動処理、照会処理に関してはエラーではなく、アラートにしてほしい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 同上
4	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	-	転出証明書及び転出証明書に準ずる証明書の項目に「 <u>個人番号カードの有無</u> 」を追加	カード情報の変更の案内を行うために必要 ※「法上の記載項目ではない」との理由で削除されているが、第1.0版・第2.0版では同じ前提のもとで自治体ニーズを踏まえて組み込まれている。削除する合理的な理由がなければ、自治体の意見を尊重していただきたい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 (第18住民記録システム等標準化検討会再掲) 個人番号カードの交付を受けている者は、住基法第24条の2の転入届の特例が適用されるため、転出証明書情報が通知され、カードの発行日及び有効期間の情報が転入地市町村に引き継がれることから、個人番号カードの交付を受けている者であるか否かを判別することができる。(標準化後の住民記録システムにおいては、異動者に個人番号カードの交付を受けている者がいる場合に通常の転出処理を行う場合、アラートが出る仕様となっている) このため、転出証明書を添えて転入届を行う者は、個人番号カードの交付を受けていない者となる。また、標準化対応がなされる令和8年度以降においては、個人番号カードが今以上に普及することが見込まれ、転出証明書を添えて転入届を行う者は現在よりも少なくなるのが想定される。このため、転出証明書情報が通知されず、転出証明書を持参した者については、個人番号カードの交付の有無を統合端末で確認する等の対応も考えられる。 上記の点から、転出証明書に個人番号カードの交付の有無を記載することとはしない。
5	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	○ 転出証明書のレイアウト	「○ 転出証明書のレイアウト」に、転出する者の個人番号カードの交付の有無を表示する。	転入する者が個人番号カードを所有している場合、当該「個人番号カード」の転入に係る処理を期限までに行わない場合には失効することや、署名用電子証明書が転出時に失効しているため発行の手続きが必要となることを案内している。この案内については、「平成29年3月14日-総行住第77号-総務省自治行政局住民制度課長-転出入により住所地が異動した場合における個人番号カードの交付等事務の適正な実施について（以下、総務省通知）」でも通知されている。この案内を行うため、届出人に対して個人番号カード所有の有無を口頭で確認するが、届出人（転入する者本人）の個人番号カードを親族が管理している・届出人が高齢者や代理人のため、個人番号カードの所有を認識していない場合、紙媒体の転出証明書に個人番号カード所有の有無が表示されない仕様では、正確な上記案内を行うことができない。また、統合端末で確認する方法も考えられるが、統合端末の設置台数・場所が限られている状況で、個人番号カード所有の有無が明確でない者の確認を行うことで、届出の処理時間が増加し、届出人の待ち時間全体が増加する。現時点で住民基本台帳法等に転出証明書への個人番号カード所有の有無を表示する規定は無いが、住民基本台帳法第24条の2による転入届において、紙媒体で印刷する「転出証明書情報」の表示内容に関する規定がない状況で、当該「転出証明書情報」に個人番号カード所有の有無は表示されており（住民基本台帳法施行令 第24条の3は、転出地市町村長が転入地市町村長に通知する事項の規定）、上記の案内を正確に行うための措置と考える。標準仕様書でも住記標準システムは、個人番号カードの発行状況や所有の有無をC5連携できることから、紙媒体で出力する「転出証明書」に個人番号カード所有の有無を表示して頂きたい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 同上
6	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続きのワンストップ化に伴う改正）	-	区間異動についての記載を追加すること。	法第38条により、区間異動も転居ではなく転出入となっているため、入力の際は、CSを介さず住民記録システム内で処理を行っている。その際の申請管理システムから住民記録システム間での作業手順についての記載を追加していただきたい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号13と同様。 区間異動は住基法上は「転居ではなく転出入」であるため、機能としても転出入と同様となる。
7	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）	（【実装必須機能】末尾）	指定都市においては、区間異動（区間転入）について、転居に準じた予約情報の取り込みが実施できること。	指定都市の区間異動は、転出証明書情報を利用せずに他区の住民票データを直接引用するなど、システム上は転居に準じた取扱としているため。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号13と同様。 区間異動は住基法上は「転居ではなく転出入」であるため、機能としても転出入と同様となる。
8	機能要件	4 異動	4.1.1 転入 4.1.2 転居 4.1.3 転出	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続きのワンストップ化） 4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化） 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続きのワンストップ化）	-	転出届の情報、転居予約（転居予定連絡）情報、転入予約（転入予定連絡）情報によりリストを作成することが実装必須機能又は標準オプション機能として、記載されています。 人口規模に応じて届出等の件数が多くなると、マイナポータルでは申請データが届いてから5開庁日でダウンロードができなくなることもあり、マイナポータルの申請情報とリストが一致していて、漏れがないことを確認することがシステムの管理上必要となります。 住民記録システムでマイナポータルの情報とリストを自動的に突合して整合性を確認する機能の追加をお願いします。	人口規模や大量処理のために必要な機能	対応なし	指定都市から取り下げの回答があったことから不採用とする。

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
9	機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	—	「手数料の有無については交付区分に抛らない」という回答ですが、証明書の取扱件数（日次）の集計を行うにあたり、交付履歴の項目上で、手数料の有無を判断可能な項目が保持されない場合は、交付件数と手数料の突合作業を証明書の交付申請書ベースで行う業務が発生し、人口規模に応じて業務負担が大きくなります。そのため、システム上で手数料を含めた集計を可能とし、業務効率の向上を図る目的で、交付履歴の項目上で交付区分とは別に手数料の有無を判断可能な管理項目を「実装オプション機能」として設けることを希望します。	人口規模や大量処理のために必要な機能	仕様書修正	「第22回住民記録システム等標準化検討会」において、交付履歴における項目とは別に、手数料の有無にかかる項目を管理できる機能を標準オプション機能とする仕様書改定を検討する。
10	機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化）	—	オンラインによる転出届・転入（転居）予約について、指定都市における区間異動の場合、転出届による転出処理後、転出証明書情報送信を行うとされている点について、柔軟な対応をお願いしたい。実態として多くの指定都市では転入先の区で転出届の受付・処理の補助執行を行うなど、区間異動として処理し、転出証明書発行や転出証明書情報送信は省略されているため。	指定都市の制度上必要な機能	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号13と同様。区間異動は住基法上は「転居ではなく転出入」であるため、機能としても転出入と同様となる。
11	様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	—	標準仕様書の記載諸元において、住民票の写しの性別欄は男女の別を記載することとされている。しかし、在留カードの性別欄が空欄で、裏面に「旅券上の性別表記はXである」と記載されている外国人住民については、標準システム上、男女以外の記載を許容し、過誤防止などの業務効率性の観点等から、帳票出力後の手作業による修正が不要となるのが望ましいため、当該事例において記載すべき性別を記載諸元に追記していただきたい。併せて、当該事例において、住民票の原票に記載すべき性別も示していただきたい。指定都市においては、当該事例の件数が指定都市以外と比べて多くなるのが想定されるため、今回の見直しの対象とすべきと考える。なお、第3.0版の意見照会後に制度が変わった（令和4年8月22日付入管庁管第3006号参照）ため、今回の追加意見とするもの。また、仕様書への記載が難しい場合は、質疑応答のような形式でもよいので、当該事例において住民票の性別欄をどのように記載するかを教えてください。	人口規模や大量処理のために必要な機能	対応なし	ご指摘のケースの取扱いについては現在検討中である。
12	様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	「20.0.1様式・帳票全般」実装必須機能（2） 「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。確認用画面及び確認用帳票については、「（参考）内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」《画面レイアウト》④「住民票の写し（20.1.1参照）に無い項目は下欄を設け、まとめて表示させる」の例に倣い、「1.1.1日本人住民データの管理」及び「1.1.2外国人住民データの管理」に規定する管理項目の中から自治体ごとに表示する項目を設定できること。」 また、確認用帳票にQRコード等出力することにより、それを読み取ることで簡易に本登録処理ができること。」 ※後段（「また、」以降）については標準オプション機能で差し支えない。	修正案 「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。確認用画面及び確認用帳票については、「（参考）内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」《画面レイアウト》④「住民票の写し（20.1.1参照）に無い項目は下欄を設け、まとめて表示させる」の例に倣い、「1.1.1日本人住民データの管理」及び「1.1.2外国人住民データの管理」に規定する管理項目の中から自治体ごとに表示する項目を設定できること。」 また、確認用帳票にQRコード等出力することにより、それを読み取ることで簡易に本登録処理ができること。」 ※後段（「また、」以降）については標準オプション機能で差し支えない。	「20.0.1様式・帳票全般」の【考え方・理由】に記載のとおり、指定都市等の人口規模の大きい自治体においては仮登録内容の確認帳票の出力が必要となるが、仮登録内容の確認にあたっては住民に適切な案内を行う観点から、個人番号カードの発行状況、メモや抑止設定の有無、入管区分等の情報をあわせて確認する必要がある。また、これまで仮登録機能を実装していない指定都市においては、仮登録機能によりシステム上の操作が現行より増えることとなり処理時間の増大による市民サービス低下が懸念されるため、仮登録から本登録の業務フローの効率化が必須である。 以上のことから、仮登録機能の運用にあたって市民サービスを担保するため下記機能を要望する。	代替項目・代替方法あり	当該記載はイメージ図であり、参考のために例示しているもの。また、画面要件は標準仕様書の対象外であるため、実装面で工夫されたい。 また、仮登録・本登録の機能についても、実装・運用上の工夫にて対応されたい。
13	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	異動事由 「区間異動」の追加	—	「1.2.2 異動事由」 「○修正の事由」に「区間異動」を追加する。	「区をまたがる異動については、政令指定都市によっては印鑑登録を抹消するところもあり、その他にも区をまたがることによってシステム的に動作の違いを設けることが想定されるため、区をまたがる異動については転居とは別の異動事由を設けた方が、シンプルなシステム構築につながると思われる。 区間異動に関しては、取扱こそ各自治体で異なるが、異動事由としての利用度は高く、一つで転出入が処理できる機能は行政事務効率化として必要と考える。また、この概念を標準仕様書に取り入れることにより、オンライン申請においても政令指定都市では不必要な転出入の案内をすることについても検討が深まると考える。基本的な機能として転出入の一括処理とし、その他事項はパラメタ等で設定することによりベンダロックインは防ぐことができる推測する。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18住民記録システム等標準化検討会再掲） 用語集にあるとおり、区間異動は住基法上は「転居ではなく転出入」である。運用上必要な場合において、転出入の異動事由コード及び附属する区分にマッピングできるのであれば、区間異動の異動コードを設けて管理することは否定しない。なお、区間異動の際に転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用することは印鑑登録にて【実装必須機能】として認められているところである（第17回分科会より）。以上を踏まえ、異動事由としては引き続き国内転出・国内転入を利用されることとする。	

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
14	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	削除処理結果の確認	－	転出による削除について、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で削除を行った際、その処理結果について正常、エラーそれぞれ一覧票を作成し、PDFファイルやCSVデータ等に出力して、画面又は紙帳票にて職員が確認できること。	本市では、バッチ処理（一括処理）の結果は、正常、エラーいずれの結果も職員が確認できるようにしています。 「20.0.1様式・帳票全般」でも、【実装してもしなくても良い機能】として様式を挙げていただきたい。	代替項目・代替方法あり	「4.1.3.1.2CSから受信した転入通知の受理」において「転入通知情報については、転入通知情報取込エラー一覧表を作成できること。」としており、転入通知を受理した者については要望にあるような確認が可能である。 なお、転出予定年月日において削除となる場合は、削除処理を行った際から情報の変更はないため特段の確認は不要であると想定する。
15	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	メモに関する添付ファイルの管理	－	抑止設定等に係る資料をスキャナで電子化したPDFファイル等をメモ情報に添付してシステム上で管理できること。	標準仕様書には「これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に標準を設定する」となっています。本市では現在、市民とのやり取りを記録した資料等をスキャンしてPDFファイル等に電子化してシステム上で管理し、ペーパーレス化を図っています。標準仕様書に対応する際もこの取り組みは継続したいと考えています。 なお、京都市と熊本市からは支援措置に係る拳証資料については、支援措置対象者の管理の機能とすべきとの意見をいただいておりますが、同じような機能を複数に設けることによるベンダへの負荷を考えると、メモ機能に機能を集約すべきと考えています。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18住民記録システム等標準化検討会再掲） 添付ファイルを保存しているフォルダ等のリンクをメモにテキスト形式で保存する等で代替されたい。なお、DVIに関する機能について住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築している場合は、当該システムにおいて管理することは可能である。 ※なお、デジタル庁の横並び方針として全体のシステムにおけるメモの添付ファイルの在り方について示された場合は検討する。
16	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	市内住所マスタ管理	－	市区町村内の住所辞書について、独自の住所辞書を使用する。	本市では現在、住所辞書として市内住所辞書と市外住所辞書があり、市内住所辞書では、過去の住所コードの管理や、住居表示実施前に住所コードの追加等を行っています。住所辞書を全国的に提供するものに統一するために、現在市内住所辞書で行っていることが可能か確認させていただきたい。不可能な場合は、【実装してもしなくても良い機能】として、市内住所辞書の管理を可能としていただきたい。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18住民記録システム等標準化検討会再掲） 過去の住所コードを保持されたいという意見であるが、現在全国的に提供されている住所辞書において、過去の住所コードを保持しているものもあるため、そちらで実装されたい。
17	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	支援措置対象の一時解除のオプション化	－	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。 抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。	人口規模や大量処理のために必要な機能	対応なし	支援措置情報の取り扱いには慎重を期すため、当該機能は指定都市においても実装必須機能である必要がある。なお、一定時間としているため、その時間に関しては自治体の判断においての設定となる。
18	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	審査・決裁に係る機能のオプション化	－	異動処理の仮登録及び本登録を行えること。	本市では、現在のシステム導入時の検討で、仮登録、本登録の二段階の入力を行うと特に繁忙期に業務が回らないという結論に至り、本登録のみの運用を行っています。 本市の業務を実現するためには仮登録をオプション機能とすることが不可欠です。	対応なし	公証行為である以上、単独の者における本登録を実施することは許容されない。 大量処理のために必要とのご意見も理解するが、実装・運用上の工夫にて対応されたい。
19	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力	転出先都道府県までの入力	－	転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村のみ、又は都道府県のみへの入力にも対応できること。	転出時、まだ都道府県までしか予定が立っていない場合があります。 転出先市区町村又は転出先の区が定まらない転出届を拒否する法律上の根拠がなく、また、記載の強制が虚偽記載を誘発する懸念があります。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18住民記録システム等標準化検討会再掲） 特例転入を利用した転出届においては、転出証明書情報の送付先を確定する必要があることも踏まえ、市区町村名の入力が必要である。また、転出先住所において都道府県までしか予定が立っていない場合は、転出する先が決まっていなとみならず、住所とは生活の本拠を指すという前提である以上、転出する先が決まっていなことは生活の本拠が移る蓋然性がないと判断される。あくまで、転出先住所の見込みあるいは予定が定まってから転出届を出すように促すべきである。なお、転出先住所について変更はあり得るため、虚偽記載になることはない。加えて、令和3年の法改正によってオンラインでの転出届が前提となり、転出の届出について場所の制約がなくなるメリットから、転出先住所が定まってから出すことも可能になることが考えられ、当該懸念点は一定程度解消していくと認識している。
20	5 証明	5.6 公印・職名の印字	－	職名印字時の都道府県名の印字の省略	－	指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、本市では都道府県名の印字を省略しています	仕様書修正	「第22回住民記録システム等標準化検討会」において、指定都市は都道府県名を省略できるよう仕様書改定を検討する。
21	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	日本人住民であった際の住民となった年月日の管理	－	「旧外登法による登録年月日」（いわゆる実質住民となった日）として、日本人住民であった際の住民となった年月日を管理できること。	住民投票条例では、特別永住者又は中長期在留者で住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているものを投票資格者としており、国籍離脱者について日本人住民であった際の住民となった年月日が必要となるため。	対応なし	当該住民投票の事務については住民基本台帳事務ではないため、住民記録システムで管理する必要はないものとする。

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
22	-	-	-	不在住証明書の印刷	-	不在住証明書を直接印刷により出力できること。	本市では不在住証明書の交付を行っていますが、業務効率向上の観点からシステム	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 (第18住民記録システム等標準化検討会再掲) 不在住証明書については当該証明の申請者は「不在住」であることから、住民記録システムにおいて管理されている情報はない(住民票の除票にあることを証明したい場合は、除票の写しの発行を申請すべき。)ため、住民記録システムから出力する帳票として定義することは不相当である。
23	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	支援措置申出に係る根拠資料等の管理	-	当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目に支援措置申出の学証資料等を添付ファイルの項目を追加して、管理できること。	標準仕様書には「これからのデジタル社会においてあるべき姿(電子化・ペーパーレ	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号15と同様。
24	-	-	-	-	-	住民記録システムに帳票要件として掲載要望している「学校教育法施行令第5条及び第6条に基づく通知」について、義務教育学校に対応した通知が出力できること	本市では、転入を含む通学区域の変更があった場合、学校教育法施行令第5条及び第6条に基づく通知(以下「就学通知書」という。)を学齢簿システムではなく、住民記録システムから行い、住民登録や戸籍等の手続きの管轄している部署で対応しているところである。 現在、住民記録システムから出力される就学通知書の「学年」等が正しい表記で出力されず(例:就学通知書を義務教育学校8年生に対して交付する場合、現行では「第2学年」として表記されてしまう)、後日教育委員会から対象世帯宅へ送付しているが、転入手続きと同日付で転校手続きに向かいたい保護者もいることから、市民サービス向上のため、義務教育に対応した通知を出力できるようにするもの	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 (第18住民記録システム等標準化検討会再掲) 住民記録システムの範疇外。なお、学齢簿システムへ情報を連携し、画面遷移等で連続して(一連の流れで)当該通知を出力することは画面要件等で許容される。
25	-	-	-	-	-	通学区域の変更に伴う世帯情報の更新を行うに当たり、バッチ処理機能を住民記録システム内に搭載する	少子化の進行による児童生徒数の減少等に対応するべく、学校規模の適正化を図る為、今後、多くの自治体で学校の統廃合を余儀なくされる。学校再編にあたっては通学区域に変更が生じ、それに伴いシステムの通学区域等についても変更処理が生じてくる。 本市では、住民記録システム上でも通学区域を管理しているが、通学区域を変更するのみでは既に当該区域に居住している世帯の就学指定校は情報は書き換わらないため、通学区域の変更後に当該区域に居住している世帯情報(学齢児童生徒がいない世帯についても同様)を更新する必要がある。 現状、通学区域に変更が生じた都度システム業者にバッチ処理を依頼し、世帯情報を更新いただいているが、今後はバッチ処理機能そのものを住民記録システム内に搭載することにより、自治体の費用負担を軽減していく必要がある。	対応なし	当該機能は就学システムに関するものであり、住民記録システムで管理するものではない。
26	機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	-	新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が判明した場合には、宛名番号を名寄せするとともに宛名システム等と連携できること。なお、宛名番号を名寄せした際には、個人番号カードを失効させないよう「軽微な修正」として取り扱うこと。	指定都市においてはその人口規模の大きさを相当数の再転入者を処理する必要があり、住民記録システム内において名寄せができない場合、処理が煩雑になるため、名寄せするかどうかを各自治体の実情に応じて決定できるようなしようとするべき。	対応なし	名寄せについては、必ずしも住基システムで行う必要は無く、団体内統合宛名システムや、自治体によっては構築されている、いわゆる宛名システムにおいて対応可能と考えられることから、名寄せは宛名システム側の機能範疇であり、住記システムの機能要件には該当しないと考える。また、宛名システムで名寄せを行うことで、マイナンバーカードの失効にはつながらないものと考ええる。 なお、新規転入扱いのまませず、新規転入をしてしまった該当者の宛名番号を、従前の宛名番号と名寄せすることも可能としているが、その場合においては、新規転入の異動を「異動取消し(減)」により消除する場合には、番号利用令第14条に規定する場合に該当し、マイナンバーカードが失効する。
27	機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.3 転入通知未着者一覧の作成	-	国内転出で消除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を定期的・自動的に作成できること。	転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入地の調査を行ったうえで転入通知再送を依頼する等の対応を行っているため、対象者を把握のために一覧の自動出力が必要	代替項目・代替方法あり	標準仕様書としては、出力のタイミング等を規定していないため、自治体の判断により定期的に・自動的に作成することも可能である。
28	様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.7 住居表示決定通知書	-	「氏名、名称又は施設の名称」欄に世帯員全員の名前が記載される形または、世帯主以外の名前を記載する欄を追加する形で修正する。	・通知書を法務局の登記・登録等にかかる登録免許税の免除にも利用できる住所変更証明書としても利用できるようにしている自治体があり、本市も標準化に合わせて、通知書を住所変更証明書としても利用できるよう法務局と調整を行う予定である。 ・指定都市における住所変更実施時にはその人口規模の大きさを、相当数の住民が住所変更証明書発行のために区役所・支所に来庁するため、職員だけでなく住民の負担増に繋がっている。通知書に世帯員全員の名前を記載することができれば、証明書発行のために区役所・支所に来庁する住民を減らすことができ、住民と職員双方の負担を軽減することができる。	代替項目・代替方法あり	運用において、本人宛の通知書を活用することで対応可能と考える。

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
29	様式・帳票要件	—	20.5 その他	20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知	—	「氏名、名称又は施設の名称」欄に世帯員全員の名前が記載される形または、世帯主以外の名前を記載する欄を追加する形で修正する。	・通知書を法務局の登記・登録等にかかる登録免許税の免除にも利用できる住所変更証明書としても利用できるようにしている自治体があり、本市も標準化に合わせて、通知書を住所変更証明書としても利用できるよう法務局と調整を行う予定である。 ・指定都市における住所変更実施時にはその人口規模の大きさから、相当数の住民が住所変更証明書発行のために区役所・支所に来庁するため、職員だけでなく住民の負担増に繋がっている。通知書に世帯員全員の名前を記載することができれば、証明書発行のために区役所・支所に来庁する住民を減らすことができ、住民と職員双方の負担を軽減することができる。	代替項目・代替方法あり	運用において、本人宛の通知書を活用することで対応可能と考える。
30	様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	—	契印連動機等に使用する場合、バーコード等を印字できること。また、バーコード等により発行番号等を読み取ることにより簡易に該当証明書の処分情報を入力でき、日次の証明書発行件数の統計データに反映されること	「1.3.8交付履歴の管理」の実装必須機能として「処分情報」を管理することになっているが、指定都市においてはその人口規模の大きさから、誤って発行した証明書や発行したものの不要となった証明書が日々相当数発生する。特に証明書の郵送請求事務については証明書交付センターが全区分を一括で処理していることから、その量は膨大である。 そのため、1件ずつ処分情報を入力することになった場合、相当な労力が見込まれ現行体制では対応が困難。	対応なし	人口規模の大きさから他市区町村の対応より増えることは理解するが、そもそも処分情報を記録するような誤動作を減らす仕組みが必要である。操作IDで交付履歴を絞って検索し、該当する帳票を選択することとされたい。
31	機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	—	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続において、現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合など、住民異動届受理通知を出力することができること。出力にあたっては届出者の本人確認の有無の状況に応じて自動的に出力するよう設定できること	「4.1.0.3住民異動届受理通知」【考え方・理由】に「出力し忘れがあったことのために、処理日に限らず、後日でも発行できることとする。」と記載があるが、指定都市においてははその人口規模の大きさから処理件数も多く、そもそも出力し忘れのないような仕様とする必要がある	仕様書修正済み	住民記録システム標準仕様書第4.0版にて反映済み。
32	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧の作成	国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。	国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。 【実装してもなくても良い機能】 転入地市区町村への「転入通知照会書」を作成できること。	本市では年次バッチ処理で個別に「転入通知照会書」を作成して、転出市町村（予定）に送付して問合せを行う運用を行っています。転入通知未着者一覧を確認後の業務運用のために「転入通知照会書」の作成を【実装してもなくても良い機能】として追記してください。	対応なし	住基法第9条において「遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない」とされているところであり、転入があった際は当該法の趣旨を踏まえて対応することとなる。この際、転入通知未着者照会書については、転出先市区町村において転入届が行われた場合、住記システムから自動的にCSへ転入通知情報が送信される（本仕様書にも記載あり）ため、転入通知が届いていないことは、転入届が行われていないとなる。 なお、「CSの本人確認情報を検索しても転入の有無が確認できない場合」は、転入届が出されていないと考えられる。
33	第4章 様式・帳票要件	—	20.5 その他	20.5.11 区画整理に伴う住所変更通知	区画整理等に伴う住所変更通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。	【実装してもなくても良い機能】 区画整理等に伴う住所変更証明書を直接印刷により出力できること。	本市では区画整理等に伴う住所変更証明書を交付しています。 区画整理等に伴う住所変更通知のシステム化に合わせて、住所変更証明書も業務効率向上の観点からシステムから出力できるようにしたいです。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号34と同様。
34	第4章 様式・帳票要件	—	20.5 その他	20.5.10 住居表示決定通知書	住居表示決定通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。	【実装してもなくても良い機能】 住居表示変更証明書を直接印刷により出力できること。	本市では住居表示変更証明書の交付を行っていますが、業務効率向上の観点からシステムから出力しています。 他にも「不在証明書」もシステムからの出力を行っています。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18住民記録システム等標準化検討会再掲） 自治体独自の行政証明については住民記録システムの対象外。 なお、「住居表示証明書」において証明される内容は、対象者氏名と実施前後の住所、実施日であることが想定されるところ、 ・住民記録システムより出力される帳票として「住居表示決定通知書」があり、当該帳票は実施内容を示した市区町村からの通知であるため、こちらを住居表示の証明とすることが可能と想定される。 ・住民からの請求に対して市区町村窓口で交付する証明書としては、1.0版全国照会回答のとおり住民票の写し・住民票記載事項証明書で対応可能である。 ・上記帳票では足りない情報等を「住居表示証明書」において証明されたい場合かつ当該帳票をシステムから出力されたい場合は、別途システムを構築することで対応可能である（行政証明は住民記録システムの対象外としているため。）。 上記の整理から、住居表示変更証明書については本仕様書において規定しない。
35	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	記載なし	出力できる様式・帳票に「就学通知書」を追加する。	学校教育法施行令5条、6条に基づき、転入を含む通学区域の変更があった場合、就学通知書の交付が必要であるが、手続日に学校を指定しているため、届出を行った窓口で「就学通知書」の交付をすることが望ましい。そのため、住民記録システムにて「就学通知書」が出力される必要がある。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号24と同様。

指定都市要件の再検討見直しシート【住民記録システム】

					意見			対応	
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
36	機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携	—	<p>指定都市においては、住民基本台帳窓口担当課（区役所）と教育委員会事務局（本庁）が別庁舎であることから、住民基本台帳窓口担当課が就学通知に関する事務を一体的に処理しており、本市現行システムでは、住民記録システムにおいて転入等の異動処理を行うと就学対象者の有無を判別して学齢簿システムに自動連携・システム自動起動を行う仕様となっている。</p> <p>標準化後においても一連の処理をスムーズに遺漏なく処理するために、住民記録システム及び学齢簿システムに下記の要件を加えることを要望する。</p> <p>実装必須機能 「住民記録システムで異動処理後、異動対象者に就学対象児童が含まれる場合は、学齢簿システムに速やかに連携、自動起動のうえで対象者の処理画面に遷移すること」</p>	人口規模や大量処理のために必要な機能	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号24と同様。
37		4 異動 11 エラー・アラート項目	— 11.1 エラー・アラート項目	4.0.8 審査・決裁	—	<p>指定都市においては、住民基本台帳窓口担当課（区役所）と教育委員会事務局（本庁）が別庁舎であることから、住民基本台帳窓口担当課が就学通知に関する事務を一体的に処理しており、本市現行システムでは、住民記録システムにおいて転入等の異動処理を行うと就学対象者の有無を判別して学齢簿システムに自動連携・システム自動起動を行う仕様となっている。</p> <p>標準化後においても一連の処理をスムーズに遺漏なく処理するために、住民記録システムに下記の要件を加えることを要望する（※No.1の意見が反映される場合は不要）</p> <p>標準オプション機能 「異動対象者に就学対象児童（生年月日をもとに自動判別）が含まれる場合は、仮登録時に学齢簿システムを起動するよう促すアラートまたは帳票を出力できるとともに、本登録時に同様のアラートを出力できること。」</p>	人口規模や大量処理のために必要な機能	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理した管理番号24と同様。